

中世武家文書の収蔵状況と写本作成

——市河文書を対象に——

The Storage Status and Duplicate Copy of Medieval Documents Introduced by
Samurai Family, The Case of Ichikawa Family Documents

西 川 広 平

要 旨

近年、中世文書を対象としたアーカイブズ学的研究について関心が高まっている。本稿では、中世には信濃国志久見郷および中野西条等を所領とし、近世には米沢藩上杉家に仕えた市河家に伝来した文書群である市河文書を対象に、現在では本間美術館および山梨県立博物館に分かれて収蔵されている古文書をそれぞれ調査し、本間美術館の原本と山梨県立博物館に収蔵されている「古状共写」の写本との比較を通して、一七世紀後半における市河家による家伝文書の収蔵状況について考察した。この結果、近世の市河家は、開発領主である中野家の一族として同家伝来の所領と文書群を継承したとする自家の由緒や系図を正統化する立場から、所蔵する中世文書を峻別し、管理したことが明らかとなった。中世文書の原本の整理や写本の作成にあたっては、それを所蔵する家の系譜や由緒に寄せる意識が反映されるところに、原本の整理の進展にもなつて写本にも新たな情報が追記されたのである。

はじめに

近年、公文書の情報公開や保存の観点から、アーカイブズ学の研究は活況を呈している。その主要な対象は、文献史料が多数伝来する近世および近現代の文書群であるが、中世文書を対象としたアーカイブズ学的研究についても、関心が高まっている。

例えば、村落等の在地社会における古文書の作成と伝来について取り上げた、いわゆる「地下文書論」等の研究では、一三世紀後半から一四世紀前半にかけて成立した地下文書あるいは村落文書が、一五、一六世紀における多様な様式をもった在地に伝わる文書群の形成にどのように反映されたのかという視点から迫り、中世前期に領主の家^①に伝来した古文書が中世後期に村落や家の由緒の成立に利用されたこと等が指摘されている。

一方、領主の下に集積された文書群については、末柄豊氏による西園寺家文書の伝来に関する研究のほか^②、中世から近代における巖島社中世文書の管理・保管について論じた松井輝昭氏の研究や^③、東寺百合文書を主な対象とした上島有氏の研究^④が注目される。特に上島氏は、従来の中世古文書学による様式論・形態論・機能論・伝来論を、アーカイブズ学としての中世古文書学の観点から形態論・関係論・構造論・伝来論・機能論に整理した。すなわち、①従来の様式論を文書の「かたち」を扱う形態論の一分野として捉えるとともに、②「群」として文書の「かたま

り」を扱う関係論、③「層」として文書の「かさなり」を扱う構造論、④「かたち」「かたまり」「かさなり」全体の伝来を扱う伝来論、⑤現用段階のみならず半現用・非現用段階の文書をも含めて「かたち」「かたまり」「かさなり」全体の働きを扱う機能論として把握した。

領主の発給文書を含めて多様な経緯を有した古文書から、在地社会に伝来する文書群が構成されていることを踏まえると、在地に拠点を置き莊園・公領の支配に関わった武家に伝来した古文書を対象としたアーカイブズ学的な研究の進展が重要であると考える。⁵⁾

本稿で考察の対象とする、中世には信濃国志久見郷および中野西条等を所領とし、近世には米沢藩上杉家に仕えた市河家に伝来した文書群である市河文書については、これまで当該文書群をもとに領主制や政治史の展開を考察した研究が数多く見られるものの、文書群そのものの成立や構成に関わる研究は僅かしかない。

このうち井原今朝男氏は、明治初年に市河家が手放し、昭和八年（一九三三）頃より山形県酒田市の本間家が所蔵していた市河文書（以下『本市』という）の伝来の経緯についてまとめ、第二次世界大戦前までは、現在抜き取られた三通の古文書を含めて一四九通が存在し、二九卷三一軸に表具されていたが、昭和二十二年（一九四七）五月に本間美術館が発足して本間家より美術館に文書群が移された際には、一斉に統一の上、表具し直され、現状の一四六通一六卷として収蔵されたことを説明した。そして、『本市』に含まれる「木曾義伸下文」や「寿永三年三月六日醍醐全成下文」等一〇通の古文書の紙背の端には、継目裏花押の痕跡が残り、かつては別の古文書が連続して張り継がれ手継巻文として伝来していたことを指摘し、この手継巻文に裏花押を押して文書名の端裏書を書いたのは、一三世紀前半における志久見郷・中野西条の地頭であった中野能成と判断した。⁶⁾

一方、筆者は、市河家が『本市』を手放した後も所持し続け、明治二十三年（一八九〇）以降、移住先の北海道釧路市に伝来した後、平成二十一年（二〇〇九）に山梨県が取得した山梨県立博物館所蔵市河家文書（以下『山市』という）に含まれる一八世紀半ばに成立した「藤原姓市川氏系図」を分析して、同家の系図や由緒の成立過程を考察し、近世の市河家では、鎌倉中期の市河重房を中野家の一族として扱い、中野忠能の子として位置付けることによって、中野家から市河家に所領が譲渡されたことや、中野家に関する文書を市河家が所持していることを正統化しようとする旨を指摘するとともに、『山市』のうち中世文書の写を収録した「古状共写」上下巻が延宝五年（一六七七）頃に作成され、市河家による伝来文書の写本作成や由緒の調査は、一七世紀後半および一八世紀半ばにおける上杉家の家史編纂事業に対応して実施されたことに言及した。⁽⁷⁾

また、海老沼真治氏は、「古状共写」上下巻の詳細な分析を行い、上巻には八五通、下巻には五二通（一通は同じ古文書を重複して書写しているため実際は五一通分）の古文書をそれぞれ概ね年代順に書写しており、合計で一三七通行や料紙の欠損部分にも配慮するなど、比較的原本に忠実に書写されていたことに触れるとともに、「古状共写」の作成とほぼ同時期に、古文書に見える「助（資）弘」という人物が系図に存在するか否かが考証され、その注記が加えられたが、この内容が後年に問題となり、再度の調査を経て現在の注記に修正されたことを指摘した。⁽⁸⁾

このように、『本市』の中世文書は、現在本問美術館が所蔵する原本に加えて、『山市』に含まれる「古状共写」の写本の双方から研究が進んでいるが、これまで両者が別途に考察されており、『本市』の原本と「古状共写」の写本とを照合した研究が重要となる。そこで、筆者は二〇二〇年から二〇二二年にかけて、中央大学特定課題研究の

一環として『本市』および『山市』双方の調査を実施した。本稿は、その調査結果を踏まえて、『本市』と「古状共写」の内容を比較するとともに、本史料が編纂された一七世紀後半における市河家による家伝文書の収蔵状況について考察を深めたい。

一 原本および「古状共写」の表記

考察の始めに改めて「古状共写」について説明しておく。本史料は上下巻に分かれた縦帳二冊から成り、上巻には暦応三年（一三四〇）から応永三十年（一四二三）まで、また下巻には嘉応二年（一一七〇）から建武四年（一三三七）までの古文書の写がそれぞれ収録されている。また巻頭には、上下巻いずれにも、収録された古文書の年記から延宝五年（一六七七）までの年数が記載されており、延宝五年頃に本史料が作成されたと考えられている。⁹⁾

延宝二年（一六七四）四月、米沢藩主上杉綱憲の傅役を勤めた竹俣義秀が、綱憲に上杉家の家史編纂を訴えた結果、同五年四月に学問師範を命じられた矢尾板三印伯章が天和三年（一六八三）二月までには上杉家の年譜の編集に着手しているが、義秀は市河房綱の孫（竹俣清綱の子）にあたり、市河家の親族である。したがって、先に筆者は「古状共写」に見られる伝来文書の写本作成が、上杉家の家史編纂事業の一貫として実施されたと推測した。¹⁰⁾

本章では、こうした背景を有する「古状共写」上下巻に収録された写本を『本市』の原本と比較する。先述した通り、「古状共写」に収録された写本は、原本に見える改行や料紙の欠損部分にも配慮するなど、比較的原本に忠実に書写されていたことが、海老沼氏によって指摘されている。ここでは、より細分化して双方の比較を行い、「古状

共写」の編纂において、どのような点に配慮されたのかを考える。なお、稿末の付表1は、『本市』の原本と「古状共写」収録の写本とを照合した表である⁽¹⁾。

○史料の記載内容の再現

まず、「古状共写」の表記の特徴として海老沼氏が指摘する比較的原本に忠実な書写の状況を確認する。同氏は、実物史料に見える改行や料紙の欠損部分への配慮を指摘したが、本稿ではそれ以外の側面を取り上げる。史料1(図1)は、付表1の一二号である貞応三年(一二二四)と記された十一月十三日付「北条泰時副状」(『本市』巻二の4)、また史料2(図2)は、この史料を写した「古状共写」上巻の写本(「古状共写」上巻一―番目)である。

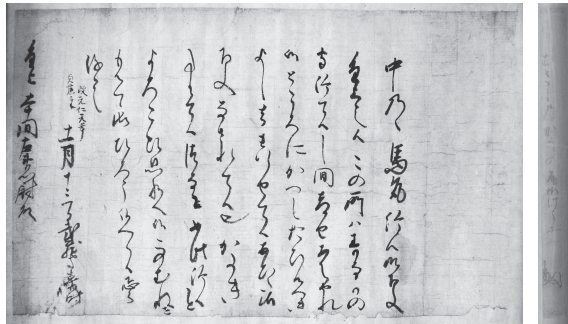


図1 「北条泰時副状」(本間美術館蔵)

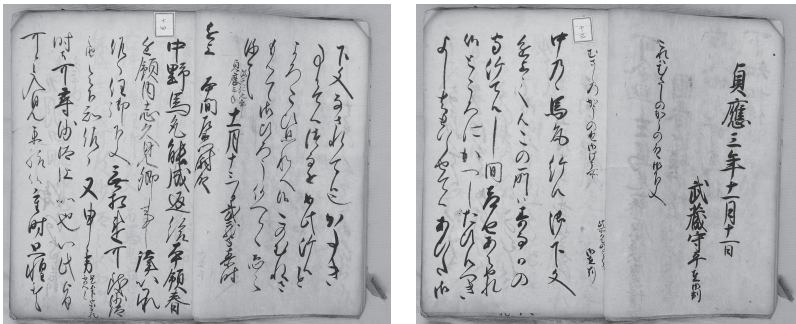


図2 「北条泰時副状写」(山梨県立博物館蔵)

【史料1】 ※文中の／は改行箇所

(端裏書)

「むさし乃かうの殿御けふ所 花押(中野助弘)」

中乃、馬允給候御下文／進上之候、この所ハするかの／守給て候し間、青せあはせれ／候ところ、かへした
ひ候へき／よし、告まいらせて候あひた、御／下文なされて候也、かたき／事にて候つるを如此給候こと、
よろこひ思給へ候、このむねを／もつて御ひろう候へく候、恐々／謹言、

(異筆)「改元仁元年

貞応三年」十一月十三日 武威守泰時(裏花押)

進上 本間左衛門尉殿

【史料2】 ※文中の／は改行箇所

むさし乃かうの殿御けふ所

此所かミのうら二

御在判

中乃、馬允給候御下文／進上之候、この所ハするかの／守給て候し間、青せあはせれ／候ところに、かへした
ひ候へき／よし、告まいらせて候あひた、御／下文なされて候也、かたき／事にて候つるを如此給候こと、
よろこひ思給へ候、このむねを／もつて御ひろう候へく候、恐々／謹言、

改元仁元年

貞応三年 十一月十三日 武蔵守泰時

進上 本間左衛門尉殿

これらの史料は、中野能成（中乃、馬允）に与えられた「御下文」（付表1の11号である『本市』巻2の3の貞応三年十一月十一日付で能成に信濃国榑「志久見」郷地頭職を安堵した下知状）について、北条重時（するかの守）が所領を辞退したので、本間左衛門尉を通して能成に送付することを伝えた、執権北条泰時の副状である。

史料1、2を比較すると、史料1の本文とは異筆で記された端裏書を史料2の古文書の端に書き、裏花押が押さされていることを付記している。また史料1に異筆で付された年記について、史料2では同筆で表記している。なお、行替えの位置は双方ともに共通している。

このように、端裏書や原本の加筆の記載を本文と同筆で記していることが、「古状共写」の表記の特徴としてあげられる。中には、付表1の三六号である元亨元年（一二三二）十月二十四日付「市河盛房自筆讓状」（『本市』巻六の8／「古状共写」上巻二九番目）や、二四号である文永九年（一二七二）八月十八日付「尼寂阿讓状」（『本市』巻六の9／「古状共写」上巻三〇番目）のように、原本の料紙の表の端に貼付された付箋に記された「市川」もりふさより「しそく」すけふさへのゆつり状」並びに「さくあみたふ「おさな、けさこせん」より「しそく」いちかのもりふさのかたへのゆつり状」という文言を、「古状共写」では原本と同様に付箋を貼付して記載した事例も確認される。

一方、付表1の六号である建仁三年（一二〇三）九月四日付「北条時政安堵状」（『本市』巻の6／「古状共写」上巻七番目）には、原本の端に貼付された付箋に記された「とうたうミのかうのと、御下文 二つう」という文言を、

「古状共写」では原本と同様に付箋を貼付して記載しているものの、原本の「遠江守（花押）」という署判の左側に貼付された付箋に朱筆で「北條時政」と記された文言は、「古状共写」の写本に反映されていない。

同様の事例は、付表1の11号である承応三年（一二三四）十一月十一日付「関東下知状」（『本市』二巻の3／「古状共写」上巻一〇番目）の「北條泰時」、三〇号である正応三年（一二九〇）十一月十七日付「関東下知状」（『本市』五巻の2／「古状共写」上巻二三番目）の「陸奥守大佛宣時、相模守貞時 時宗之子」、四五号である元弘三年（一二三三）五月十四日付「中野家平着到状」（『本市』七巻の4／「古状共写」上巻四一番目）の「足利尊氏」等のように、文書群の全体にわたり確認される。このことから、署判の人物名を朱筆で記したこれらの付箋は、「古状共写」の編纂以降に、『本市』に貼付されたと判断される。¹²

ところで、海老沼氏は、原本の料紙が一部欠損して文字が判読できない部分について、「古状共写」の写本では「本書され此所不見」等と記されており、原本の状態にも配慮する姿勢が明確であることを指摘しているが、現在、原本の文字を確認できない箇所について、「古状共写」編纂当時には文字を確認でき、それを反映して写本を作成した事例も見受けられる。次の史料3（図3）は、付表1の八八号である建武四年（一二三三七）三月日付「市河助房代小見経胤軍忠状」（『本市』一一巻の3）、また史料4（図4）は、この史料を写した「古状共写」上巻の写本（「古状共写」

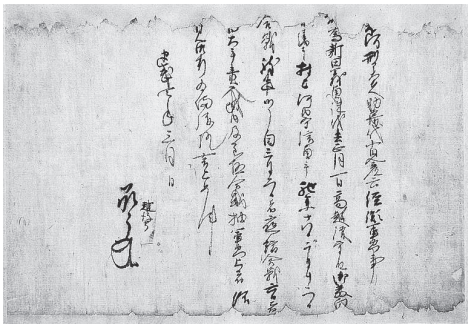


図3 「市河助房代小見経胤軍忠状」
（本間美術館蔵）

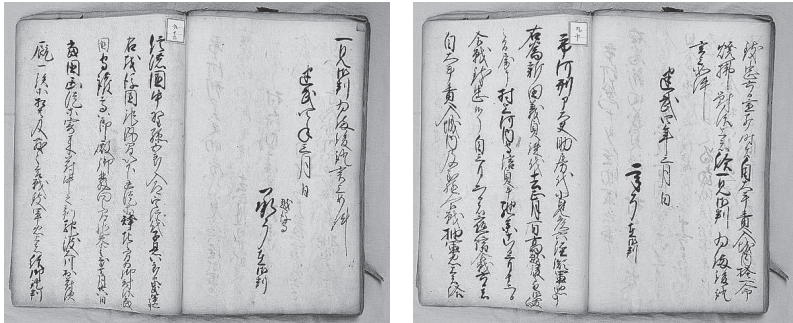


図4 「市河助房代小見経胤軍忠状写」(山梨県立博物館蔵)

上巻八〇番目)である。

【史料3】 ※文中の〇は改行箇所

市河刑部大夫助房代小見彦六経胤軍忠事

〇為新田義貞誅伐、去正月一日高越後守殿御発向〇〇、属于村上河内守信
 貞手馳参、十八日・二月十二日〇合戦致忠候了、自三月二日者夜縮合戦、六
 日者〇〇大手責入城内、及至極合戦抽軍忠上者、給〇〇見御判、為備後証、
 言上如件、

建武四年三月 日

(付箋、異筆)「越後守」

「承了(花押・高師泰)」

【史料4】

市河刑部大夫助房代小見彦六経胤軍忠事

右为新田義貞誅伐、去正月一日高越後守殿御発向〇之間、属于村上河内守信
 貞手馳参、十八日・二月十二日〇合戦致忠候了、自三月二日者夜縮合戦、六
 日者〇〇大手責入城内、及至極合戦抽軍忠上者、給〇〇一見御判、為備後証、

言上如件、

建武四年三月 日

越後守

承了 在御判

史料3、4は、新田義貞を誅伐するために高師泰を大将とする軍勢が出陣した際、市河頼房の代官小見経胤が村上信貞に属して参陣し戦功をあげた旨が記されており、それを認める師泰の証判を加えた古文書である。原本の料紙の天(上部)が欠損し、文字の判読が困難であるのに対して、「古状共写」の写本は現状の原本で判読できない文字を全て記載している。「古状共写」の編纂当時、原本は欠損しておらず、「古状共写」の編纂者が全文を判読できたのであり、「古状共写」の写本は一次史料を補完する重要な史料であると言えよう。

○史料記載の人物・年号の説明

先述の通り、「古状共写」の写本は、『本市』に含まれる中世文書の原本をほぼ正確に記録しており、学術的に信頼の高い史料であると判断されるが、この一方、原本には無い独自の見解が記載されている箇所も見受けられる。

付表1の九九号である観応二年(一三五二)三月日付「市河松王丸代同泰房軍忠状」(『本市』巻二の2)「古状共写」(下巻九三番目)には、原本の料紙の奥に諏方直頼と推定される証判があり、端にも「諏方殿判」と記された付箋が見える。ところが、「古状共写」の写本には、「承了 在御判」という証判の注記に「此判ハ尊氏舍弟錦小路殿直

義ノ御判也」と同筆で記載し、その下に記された「す方どのへと申候」という文言を抹消している。ここでは、本史料に証判した人物を「す方どの（諏方殿）」ではなく足利直義と解釈しており、「古状共写」には『本市』とは異なる原本には無い独自の見解が示されている。

また、付表1の一二八号である応永七年（一四〇〇）六月二日付「小笠原長秀安堵状」（『本市』巻一四の5）には、市河頼房（市河刑部大輔入道）に宛てて、信濃国守護小笠原長秀（信濃守）の署判があるが、「古状共写」に収録された本史料の写本（「古状共写」下巻一一八番目）には、記載の末尾に原本には無い「小笠原長秀 判」との記載がある。このように「古状共写」には、史料に関わる人物を特定する独自の記載が見受けられる。

「古状共写」における独自の記載は、人名だけではない。付表1の一二二号である元中十四年（一三九七）七月五日付の「某宛行状」（『本市』巻一三の12）は、中野中務少輔に宛てて参陣の恩賞として信濃国志津間の地頭職を与える内容が記されているが、元中という南朝の年号が記されている。「古状共写」に収録された本史料の写本（「古状共写」下巻一〇四番目）には、「元中十四年丁丑七月五日」と記された年記の右に同筆で「吉野二而ノ年号」という原本には無い記載がある。

このように、「古状共写」に収録された写本は、人名や年号を補足して説明する、原本には無い独自の記載を確認できる。

二 「古状共写」における史料の配列

第一章では、『本市』の原本および「古状共写」収録の写本を対象に、各文書の記載内容を比較した。続いて第二章では、それぞれの古文書の配列の状況について考察する。

○本来の配列との相違

「古状共写」に収録された写本の配列では、古文書本来の形態に即した配列と異なる事例が見受けられる。例えば、付表1の一六号である十一月二十八日付「左衛門少尉兼致書状」（『本市』巻三の3／「古状共写」上巻三九番目）は、中野能成（中野馬允）と木島兵衛尉との間で争われた志久見山の鷹子の盗難に関わる訴訟において、信濃国の守護所で双方の尋問にあたった守護代と考えられる左衛門少尉兼致が、木島兵衛尉の非分を確認しつつも「私成敗」が困難である旨を刑部藤内に伝えた書状であるが、別の料紙に「追言上」で始まり「計美五郎返状一通」他の証文を進上する旨を記した、兼致の追而書（『本市』巻三の2／「古状共写」同）が存在する¹³。したがって、本紙である『本市』巻三の3に続いて、『本市』巻三の2が配列されるべきであるが、『本市』の現状の卷子本および「古状共写」ともに、本来の配列とは前後が入れ違って配列されている。

この原因は、本史料（『本市』巻三の2）について、『本市』巻三の3を受けて作成された付表1の一七号である寛喜元年（一二二九）十二月十三日付「北条重時御教書」（『本市』巻三の1）の追而書であると誤った解釈をした可能性

があるが、いずれにしても「古状共写」が編纂された一七世紀後半には、本来の古文書相互の関係性への認識が失われていたことがうかがわれる。

続いて、付表1の一三一号である年不詳「某書状」(『本市』巻二の2／「古状共写」下巻一〇三番目)は、全容の把握ができないものの「当国」の沙汰に関する書状であるが、「古状共写」の写本には、原本に無い次のような文言が冒頭に記されている。

【史料5】

此名書ハ上包ニ有

くわんとうはやうちの時の

ミきやう所、いち河の新二郎より房之時

市川新次郎殿

沙弥道端

史料5の文言は料紙の包紙に記され、畠山満家(沙弥道端)が市河新次郎に宛てた「関東の早打ち」(関東からの急使)に係る御教書に付属したとあり、「某書状」の内容とは合致していない。史料5の文言に合致する古文書は、付表1の一四九号である応永三十年(一四三三)七月十日付「足利義量御教書」(『本市』巻一五の11／「古状共写」下巻一三七番目)であり、室町幕府管領の畠山満家が、山入祐義ら京都扶持衆を鎌倉公方足利持氏による侵攻から支援するための軍勢催促に関する内容が記されている。現状の『本市』においても、史料5の内容が記された包紙(『本市』巻一五の12)が、当該文書(同巻一五の11)の後に続けて成巻されており、「古状共写」の編纂時に誤った解釈がされ

たことがうかがわれる。

このように、「古状共写」の編纂に際しては、その原本にあたる『本市』の古文書相互の関係性を確認できなくなった事例も見受けられ、各文書に対する誤った解釈がされていたことが推測される。

○編年順による配列

続いて、海老沼氏も指摘している、「古状共写」の編纂において編年順による配列が強く意識されていた状況がうかがわれる古文書を見ていきたい。

付表1の四二号である①正慶元年（一三三三）十二月二十三日付「鎌倉幕府下知状（関東下知状）」（『本市』巻八の1／「古状共写」上巻四五番目）、並びに四三号である②同年十二月二十七日付「鎌倉幕府下知状（関東下知状）」（『本市』巻八の2／「古状共写」上巻四六番目）は、信濃国中野郷西条の田地に係る得分物、および同国志久見郷内の石橋・壺山・細越三か村に係る春近年貢の徴収をめぐり、市河助房が中野秀幸の母である円阿を訴えた訴訟における、執権北条守時、連署北条茂時の裁許状である。

このように両文書は内容的にも関連しているが、四三号の下知状の写本には、本文とは異筆で「右二通第十四三三号 此巻之内二但書ノ二通アリ、但暦応三四年ノ御書二通写ノ下ノ冊ニアリ」との文言が記されている。すなわち、この二通は現状でも同一の卷子本に成巻されているが、それ以前から一括して卷子本に装丁されていたことがわかる。しかしながら、かつて両文書の原本が収録されていた卷子本には、この二通だけでなく、暦応三年（一三四〇）および同四年（一三四一）の年記を持った「御書」二通と合わせて成巻されており、「御書」二通が「古状共写」下巻

に収録されていることが判明する。この暦応三年（一三四〇）および同四年（一三四一）の年記を持った「御書」二通について、付表1の九二号である③暦応三年八月日付「市河倫房軍忠状」（『本市』巻一一の7／『古状共写』下巻八五番目）、並びに九三号である④同四年六月日付「市河倫房軍忠状」（『本市』巻一一の8／『古状共写』下巻八六番目）の両文書に該当することは、九三号の軍忠状の写本に本文とは異筆で「右二通十三号ニアリ」と記されており、先述した四三号の下知状の表記と一致することから確実である。この両通は、いずれも信濃国に侵攻した新田義宗一族と越後国の軍勢を撃退した際の市河倫房による軍忠状であり、内容的にも関連している。

これら四通の古文書は、①・②と③・④でそれぞれ異なる内容であったものの、かつては同一の卷子本に一括化されていた一方、「古状共写」には、編年順を考慮して①・②の写本を収録した上巻、並びに③・④の写本を収録した下巻に分かれて収録されていた。

このように、「古状共写」における写本の配列は、古文書の様式や内容に関する誤った理解、並びに編年順による配列への意識によって、現状とは異なる事例も生じていたことが見受けられる。

三 一七世紀後半における市河文書の状況

本章では、ここまで説明した『本市』の原本と「古状共写」の写本との比較の結果を踏まえて、「古状共写」が編纂された一七世紀後半における市河文書の収蔵状況について考える。

まず、先行研究の見解について触れると、井原今朝男氏は、第二次世界大戦前には『本市』の一四九通の文書が

一九卷三一軸（二号と三号が上下巻に分巻）に成巻されていたが、戦後には一四六通の古文書が一六巻本に表具され直し、その過程で足利義満感状・小笠原長秀安堵状・細川慈忠書状の三通が流失して行方不明となったことを指摘した。そして、嘉応から嘉禄元年までの鎌倉時代初期の文書一〇通には、継目花押の痕跡や端裏書の付箋等が残るところから、手継巻文に成巻されていたことが復原可能であるとし、継目花押は中野能成のもので、能成によって市河文書の最古の文書群が整理され手継巻文となったことを論じた。

一方、海老沼氏は、「古状共写」上巻には文書写とは異筆で「右四通第壹号」等と記されていることから、複数の古文書が何らかの形でまとめて保管されており、「第十四号」以降の下巻まで含めて号数の記載が見られない古文書とは区別され、卷子としてまとめられていたことを指摘した。そして、『山市』に含まれる年不詳「古状之総目録」の記載内容から、近世において市河家中世文書一八四通が、年号別に三三巻に成巻されていたと判断した。

井原氏が『本市』のみを対象としているのに対して、海老沼氏は「古状共写」に写本が収録された『本市』を『山市』と区別しつつも、『本市』『山市』の双方を含めて市河家に伝来した一八四通の文書群にも言及しており、対象とする文書群の範囲に相違が見られるものの、いずれも当該文書群が卷子本に成巻されていたことを前提とすることが共通している。

ここでは、先行研究の成果を参照しつつ、『本市』および『山市』の「古状共写」を調査した結果を踏まえて考察する。市河家伝来の文書群の状況を把握するために史料6として『山市』に含まれる「古状之総目録」を掲出する。

【史料6】

(一頁)

古状之惣目錄

一、嘉応 壹通

一、治承 同 壹本

一、寿永 同通

一、建久 □通

一、建仁 三通 壹本

一、元久 壹通

一、貞応 同

一、元仁 式通 同

一、嘉祿 同

一、寛喜 四通 同

一、建長 同 同

(三頁)

一、延文 壹通 同

一、応安 四通

一、永和 式通 同

一、嘉慶 同

一、至徳 拾通 同

一、応永 廿九通 四本

一、永祿 壹通 壹本

一、武田晴信公御書一本 同

一、天正 七通 同

一、後醍醐之天王南朝之年号

正平 四通 同 元弘建武

元中 三通 之頃二当ル

- 一、文永 式通 同
- 一、同 三通 同
- 一、弘安 壺通 壺本
- 一、正応 式通 同
- 一、正安 三通 同
- 一、延慶 式通
- 一、元亨 五通 同
- 一、嘉暦 式通 同
- 一、元弘 九八通 同
- 一、正慶 式通 同
- 一、暦応 式通
- 一、建武 四拾壺通 六本
- 一、康永 三通
- 一、貞和 壺通 壺本
- 一、観応 三通

(二頁)

一、無年号 同 同

(四頁)

一、系図 五本

右之内、壺本ハ改候系図

式本ハ下書也

「」

メ三拾八本

右古状之数

メ百八拾四通

史料6によると、市河家伝来の文書群は全部で三八巻にまとめられていたことが記されているが、この中には「武田信玄公御書一本」「天正七通」「無年号 同(三通)」各一本と「系図」五本の合計八本が含まれており、これらは本間家・本間美術館に伝来した三一巻に未反映であるため、この三一巻が本間家に伝来した文書群に該当する。

一方、『本市』から流失した三通の古文書は「古状共写」に写本が収録されていないが、『山市』には、市河家が明治期に北海道に移住した際に持参した文書群とともに、綴じられていない一紙ごとの写本が存在する。

これらの写本は、稿末の付表2の通り二二通を数え、いずれも料紙の中央で縦に折られた形跡が残るとともに、両端には二か所の穴が開いており、本来は袋綴になっていたことがうかがわれる(図5)。

「古状共写」上巻の巻頭には嘉応二年(一一七〇)から建武四年(一三三七)、また下巻の巻頭には暦応三年(一三四〇)から天正十年(一五八二)の年記が見えることから、「古状共写」には当初、これら二二通の写本を含めて、戦国期の天正十年までの古文書を収録していたのではないだろうか。現状では上巻に八五通、下巻に五二通の写本が収録されており、下巻の点数が上巻と比較して三三通少ないが、『山市』の中世文書の写本を下巻に足すことで、上巻の点数が均衡に近づく。

一方、市河家に伝来した文書群の原本について、井原氏は、治承から応永年間の古文書がある時期に成巻され、

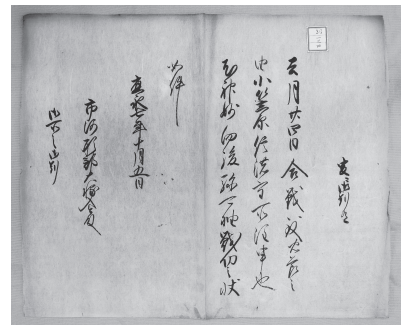


図5 「足利義満感状(御判御教書)写」
(山梨県立博物館蔵)

まとめて付箋が付けられたが、これとは別に戦国期の古文書は成巻されることが少なかったため、他への流失を早めたと推測している。しかしながら、史料6を踏まえると、戦国期の古文書も卷子本に成巻されていたことは確かであろう。

このように、市河家に伝来した文書群は、原本および「古状共写」ともに当初、戦国期の古文書を含め一括して収蔵されていたと考えられるが、なぜ現状のように戦国期の古文書が「古状共写」から外れることになったのであろうか。この理由は定かでないが、明治期に市河家が室町期以前を中心とした古文書を手放した際、手許に残した古文書の写と区別するために「古状共写」を再編したと推測される。

さらに、『本市』の原本と「古状共写」の写本との間で古文書の有無に注目すると、海老沼氏は、「古状共写」に書写された古文書が、全て『本市』に原本が含まれていることを指摘している。この一方、『本市』に原本が存在するものの、写本が「古状共写」をはじめ『山市』に確認できない古文書が存在する。

こうした部類に属するのが、付表1の一〇号である承久三年（一二二二）と推定される六月六日付「北条義時消息」（『本市』巻一の1）である。「いちかハの六郎刑部」に宛てられた本文書は、承久の乱において北陸道を進んだ、北条朝時を大将とする鎌倉方の軍勢の動向に関する内容が記されているが、市河家にとって先祖の由緒として重視されてもおかしくない古文書が、なぜ写本の作成に際して、その対象とならなかったのであろうか。

その理由は、筆者が先に指摘したように、近世の市河家では、鎌倉中期の市河重房を中野家の一族として扱い、中野忠能の子として位置付けることによって、中野家から市河家に所領が譲渡されたことや、中野家に関する古文書を市河家が所持していることを正統化しようと図ったことが影響している¹⁴と考える。すなわち、中野能成・忠能

父子の末裔を由緒として採用した近世の市河家は、能成と同時代に市河の名字を称して活動した先祖「いちかハの六郎刑部」の存在を認めると、自らが主張する系図や由緒の信頼性を喪失する恐れがあったのである。

このことと同様の事例として、海老沼氏は、付表1の二号である治承四年（一一八〇）十一月十三日付「木曾義仲下文」（『本市』巻一の2）を写した「古状共写」二番目の写本に記載された「右ノ資弘市川御けいづ二ハ見へ不申候所、先祖分致秘蔵持来候間うつし被置存候」という文言を、「注文右ノ助弘ハ市川けい図ノ内ニ在之」（『本市』巻一の1）並びに「右ノ助弘ハ市川先祖ノけい図ニ有」（『本市』巻一の3）という文言と対比し、近世の市河家が中野家関係の古文書を所持していることを正統化しようという意図から、系図に記載された「助弘」（中野助弘）とは異なる人物として解釈された「資弘」という系図に存在しない人物に関わる文書が「秘蔵」されたことを指摘している。いずれの事例でも、近世の市河家は、中野家の一族として同家伝来の所領と文書群を継承したとする市河家の由緒や系図を正統化する立場から、自家が所蔵する文書群内の古文書を峻別し、管理してきたことが読み取れる。

また井原氏は、付表1の1号である嘉応二年（一一七〇）二月七日付「某下文」（『本市』巻一の1）の裏書に「これハへいけの御下文 もん所四万い」との注記があることから、この古文書とともに四通が継紙になっており、本文書が手継巻文の第一紙であったことを指摘している。現状の『本市』巻一の1から4が、「古状共写」では一番目から四番目の写本と一致しており、四番目に「右四通第壹号」との異筆による注記があることから、「もん所四万い」が巻一の1から4に該当する可能性もあろう。

しかしながら、巻一の2および4の紙背奥の略押が他の古文書と一致しないため、巻一の1は「古状共写」で一括されていた三通とは異なる古文書とともに手継巻文となっていたことが推測される。「古状共写」には、手継巻文

として一括化されていた古文書の存在をうかがわせる記載はなく、「古状共写」の編纂時には、既に手継巻文としての原状は失われていたのではないだろうか。

一方、「古状共写」上巻四番目に見える「右四通第壹号」等の記載は、他に上巻九番目に「右四通第二号」、上巻一四番目に「右五通第三号」、上巻一七番目に奥書「右四通第四号」、上巻一八番目に「右第五号」、上巻二一番目に「右第六号」、上巻二二番目に「右一通第七号」、上巻二三番目に「右一通第八号」、上巻二八番目に「右五通第九号」、上巻三三番目に「右五通第十号」、上巻三五番目に「右式通第十一号」、上巻四四番目に「右九八通第十二号」、上巻四六番目に「右二通第十四号」、此巻之内二但書ノ二通アリ、但曆応三四年ノ御書二通写ノ下ノ冊ニアリ」、上巻四九番目に「右三通十四号」、下巻八六番目に「右二通十三号ニアリ」と記されている。いずれも奥の部分に異筆で記載されており、本文に反映された原本の付箋や端裏書の表記とは明確に区別されている。このことを踏まえると、「古状共写」に異筆で記された上記の番号は、「古状共写」の編纂時には記されていなかったと考えられる。

「古状共写」に異筆で記された「号」と「古状之総目録」に見える「巻本」ごとの文書数とを比較すると、一巻目が四通と三通、二巻目が四通と四通超、三巻目が五通と四通、四巻目が四通と四通、五巻目が一通と四通、六巻目が一通と二通、七巻目が一通と三通、八巻目が一通と二通、九巻目が五通と二通、一〇巻目が五通と五通、一一巻目が二通と五通、一二巻目が八通と二通、一三巻目が四通と八通、一四巻目が三通と四通のように、一見すると全体的に相違している。

この件について、海老沼氏は「古状共写」に記された十四号までの巻子は、号数の記載が完全に一致している訳ではないものの、全て「古状之総目録」の内容と符号することを指摘した。この指摘のように、一巻目が嘉応・治

承・寿永年号の古文書で構成されている点や、「古状共写」の「右九八通第十二号」が「古状之総目録」の一三巻目にあたる「元弘 九八通 同」に該当する点に加えて、「古状共写」の「右二通第十四三号、此巻之内二但書ノ二通アリ、但暦応三四年ノ御書二通写ノ下ノ冊ニアリ」が、「古状之総目録」の一四巻目にあたる「一、正慶 式通、一、暦応 式通 同」と一致しており、細部を見ると慥かに両史料の記述は共通している。

こうした両史料に見られる相違と共通点については、「古状之総目録」の四巻目にあたる「寛喜 四通 同」が、「古状共写」に該当する記載がなく、以降「古状之総目録」の巻数を一つずつ前倒しにすることによって、概ね説明が付く¹⁵。但し、それでも各「号」・「巻本」ごとの古文書の数に相違が生じることから、「古状之総目録」に記された内容から実態の変化が部分的に生じた結果や「古状共写」に収録されていた古文書との齟齬を反映して、「古状共写」の「号」が付けられたと判断したい。

いずれにしても、「古状共写」の「号」は「古状之総目録」の内容を前提としたものであったと考えられるが、先述したように、「古状之総目録」に記された三八巻の構成は、現状以前の「本市」にも継承されていた。先述したように井原氏は、『本市』に含まれる一四九通の古文書が二九巻三二軸に表具されていたことを指摘し、また海老沼氏は、『本市』『山市』を構成する市河家に伝来した中世文書一八四通が近世には年号別に三三巻に成巻されていたことを論じた。いずれも、具体的な時期は明確としないものの、現状の装丁に成巻される以前の卷子本が、近世以来の仕様であったと考えられている。

しかしながら、先述したように、「古状共写」に異筆で記された番号は、「古状共写」の編纂時には記されていないことがたと見受けられる。また、編年順で整理された「古状共写」の写本には、これらの番号以外に原本の分類を示

すような記載を確認できない。したがって、これらの番号に基づく原本の構成は、一七世紀後半の「古状共写」編纂時には未だ成立しておらず、むしろ原本の各文書が成巻されなまま収蔵されていたのではないだろうか。その後、市河家による系図作成が進んだ一八世紀半ば頃に、市河家伝来の文書群の整理が進み、古文書が卷子本に成巻されて、系図を含め「古状之総目録」の収蔵状況が成立したと推測する。

すなわち、『本市』『山市』の原本が卷子本に成巻されたのは、「古状共写」の編纂以降のことであって、その際に「古状之総目録」を踏まえた配列を採用したため、それを反映して「古状共写」に付箋を貼付し表記するに至ったと考えられる。

おわりに

以上、三章にわたり『本市』の原本と『山市』のうち「古状共写」収録の写本とを比較して、市河家に伝来した中世文書の近世における収蔵状況を考察した。この結果をまとめると、次の通りである。

○古文書の記載内容について、「古状共写」の写本は、端裏書や加筆箇所を含めて『本市』の原本の内容を、同筆により忠実に反映している。但し、原本に見られる人物名を朱筆で記した付箋による加筆箇所は、写本に反映されていないことから、写本の編纂以降に、原本に付箋が貼付されたと判断される。また写本には、人名や年号を補足して説明する、原本には無い独自の記載を確認できる。

○古文書の配列状況について、「古状共写」の編纂に際しては、原本にあたる『本市』の古文書相互の関係性を確認

できずに収録した事例も見受けられ、各古文書に対する誤った解釈もされていたことがわかる。また、編年順による配列への意識によって、原本の収蔵状況とは必ずしも一致していない事例も生じていた。

○一七世紀後半における市河家に伝来した中世文書の収蔵状況について、近世の市河家は、中野家の一族として同家伝来の所領と文書群を継承したとする市河家の由緒や系図を正統化する立場から、自家が所蔵する文書群内の古文書を峻別し、管理したと考えられる。

○一七世紀後半の「古状共写」の編纂時には、市河家伝来の中世文書は成巻されないうままに収蔵されており、同家による系図作成が進んだ一八世紀半ば頃に古文書が卷子本に成巻されて、系図を含んだ「古状之総目録」に記された収蔵状況が成立したと推測される。その際に「古状之総目録」を踏まえた配列を反映して、「古状共写」の各写本に付箋を貼付し、収蔵状況を表記したと考えられる。

以上の考察の結果、中世文書の原本の整理や写本の作成にあたっては、それを所蔵する家の系譜や由緒に寄せる意識が反映されるとともに、原本の整理の進展にもなって写本にも新たな情報が追記されていたことが判明した。今後、本稿で考察した市河家を対象とした研究を更に深化するとともに、他家の事例との比較を通して、未だ考察が不十分な当該分野の研究を進めていくことが重要である。今後の課題としておきたい。

〔付記〕

本稿の執筆に当たっては、公益財団法人本間美術館の田中章夫館長、長野県立歴史館の村石正行文献史料課長、山梨県立博物館の海老沼真治学芸員、中野賢治学芸員の御協力を賜わった。この場を借りて感謝申し上げる。本稿は、中央大学特定課題研究費の助成を受けた研究成果の一部である。

註

- (1) 春田直紀編『中世地下文書の世界 史料論のフロンティア』（勉誠出版、二〇一七年）、蘭部寿樹『日本中世村落文書の研究―村落定書と署判―』（小き子社、二〇一八年）、坂田聡編『古文書の伝来と歴史の創造―由緒論から読み解く山国文書の世界―』（高志書院、二〇二〇年）。
- (2) 末柄豊『西園寺家文書について』（遙かなる中世）一九、二〇〇一年。
- (3) 松井輝昭『巖島文書伝来の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (4) 上島有『新しい中世古文書学―アーカイブズとしての古文書―総論編』（清文堂出版、二〇一八年）。
- (5) 中世の武家文書の伝来に関する先行研究として、平戸藩主松浦家に伝来した中世文書群を対象とした吉原弘道「松浦党構成員が所持した文書群の伝来と構成について」（九州史学）一四五、二〇〇六年）、全国に散在する結城白河文書を対象とした村井章介編『中世東国武家文書の研究』（高志書院、二〇〇八年）等があげられる。
- (6) 井原今朝男「市河文書的全巻複製と書誌学的研究」（長野県立歴史館研究紀要）四、一九九八年）。なお、本稿における井原氏の研究の引用は、本論文による。
- (7) 拙稿「米沢藩士市河家による系図作成」（『山梨県立博物館研究紀要』第五集、二〇一一年）。
- (8) 海老沼真治「市河家文書『古状共写』について」（『山梨県立博物館研究紀要』第九集、二〇一五年）。なお、本稿における海老沼氏の研究の引用は、本論文による。
- (9) 拙稿前掲註（7）論文、海老沼前掲註（8）論文。
- (10) 拙稿前掲註（7）論文。
- (11) 付表1について、海老沼氏も類似した表を作成しており、『本市』巻三の1に該当する「北条重時御教書」は、「古状共写」三九番目として裏書のみ記されていると説明しているが、これに該当する実際の『本市』の原本は巻三の2であり、巻三の3「左衛門少尉兼致書状」の追而書となっている。したがって、「古状共写」収録の写本は巻三の1「北条重時御教書」とは別の古文書であり、「古状共写」には巻三の1「北条重時御教書」が収録されていないことを修正している。
- (12) 他に応永七年（一四〇〇）六月三日付「小笠原長秀施行状」（『本市』巻一四の6／「古状共写」下巻二二一番目）、同年六月十四日付「赤沢秀国打渡状」（『本市』巻一四の10／「古状共写」下巻二二四番目）、応永八年（一四〇二）六月二十五

日付「斯波義将安堵状」〔『本市』巻一五の2／「古状共写」下巻一二七番目〕、応永九年（一四〇二）九月十七日付「細川慈忠遵行状」〔『本市』巻一五の4／「古状共写」下巻一三〇番目〕等に同様の事例を確認できる。

(13) 左衛門少尉兼致が信濃国守護代であると考えられる根拠は、寛喜元年（一二二九）十二月十三日付「北条重時御教書」〔『本市』巻三の1〕に「中野馬允申、為木島兵衛尉被盜取鷹子間事、如守護所代書状者」と記されており、この「守護所代書状」が左衛門少尉兼致書状に該当することによる。

(14) 拙稿前掲註（7）論文。

(15) なお、「古状共写」上巻三九番目にあたる付表1の第一六号である寛喜元年（一二二九）と推定される「左衛門少尉兼致書状」が、本来「古状之総目録」の四巻目「寛喜 四通 同」に含まれていたと考えられるが、「古状共写」では元弘年間の古文書と一括されて「第十二号」を構成している。

付表 1 市河文書（本間家旧蔵時）と「古状共字」との比較

No	史料名	年代	差出人	宛所	市河文書備考	①	②	③	「古状共字」独自記載
1	某下文	嘉応2年2月7日 西暦(1170)	(花押)	中野郷公文 定使所	端裏書「へいけの御 下文」	1-1	上1	1	「古状共字」独自記載 奥書「是ハ平家ノ御下文ト書 付有」右ノ助弘ハ市川ノけい ノ内ニ在之」
2	木曾義仲下 文	治承4年11月13日 西暦(1180)	源(花押) (木曾義仲カ)	資弘所輩 (藤原助弘)	端裏書「これハき所 との、御下文(花 押)」	1-2	上2	1	奥書「是ハきそとの、御判由、 先年分付札ニたじ置候、右ノ 資弘赤井御守ハハズニハ見ハ不 申候珠、先相分致秘蔵持来候 開うつし被置存候」
3	醍醐輝師全 成下文	寿永2年12月7日 西暦(1183)	(花押) (阿野全成)	藤原助弘	端裏書「これハあく せんし殿の御下文 (花押)」 付箋「あくせんしと の、御はん 二つう よりとももの御おと、 か」	1-3	上3	1	奥書「是ハあくせんしノ御判 ノ由、先年分付札ニたじ置候、 右ノ助弘ハ市川先相ノけい、図 ニ有」
4	醍醐輝師全 成下文	寿永3年3月6日 西暦(1184)	(花押) (阿野全成)	藤原助弘 (弘)	端裏書「これハあく せんし殿の御下文 (花押)」	1-4	上4	1	奥書「爰ニ御判有」右四通第 一有」
5	将軍家政所 下文	建久3年12月10日 西暦(1192)	案主 如家事中原(花押) 令民部少丞藤原(花押) 别当前因幡守中原朝臣(花 押)	藤原助弘 (弘)	付箋「こ大しやうと の、御下文」	1-5	上5		
6	北条時政安 堵状	建仁3年9月4日 西暦(1203)	遠江守(花押) (北条時政)	中野五郎	付箋「とうたうミの かうのととの、御下文 二つう」 附箋(朱筆)「北條時 政」	1-6	上7	2	

7	鎌倉幕府下 知状	建仁3年9月23日 西暦(1203)	遠江守(花押) (北条時政)	藤原能成 (中野)	付箋「とうたうみの かうのとの、御下 文、ミくうし御免の 御はん」	1-7	上6	2	
8	鎌倉幕府下 知状	建仁4年2月21日 西暦(1204)	遠江守(花押) (北条時政)	能成 (中野)		1-8	上8	2	
9	鎌倉幕府下 知状	元久元年3月19日 西暦(1204)	遠江守平(花押) (北条時政)	能成 (中野)	付箋「かまくらと の、御下ち、とうた う、ミのかうのと の、、うちつくりの 御はん」	1-9	上9	2	奥書「右四通第二号」
10	北条義時消 息	(承久3年) 6月6日 西暦(1221)	(花押)(北条義時) (奉旨)藤原兼佐	いちかんの 六郎刑部	付箋「北条義時」	2-1			
11	鎌倉幕府下 知状	貞治3年11月11日 西暦(1224)	武蔵守平(花押) (北条泰時)	(左馬允藤 原能成か) (中野)	付箋(朱筆)「北条泰 時」	2-3	上10	3	奥書「これいむさしのかうの 殿御下文」
12	北条泰時副 状	(元仁元年) 11月13日 西暦(1224)	武蔵守泰時(裏花押) (北条)	進上 本間 左衛門尉	端裏書「むさしのか うの殿御けう所」 裏花押(北条泰時)	2-4	上11	3	端書「此所かみのうら二御在 判」
13	北条重時施 行状	嘉禄元年9月9日 西暦(1225)	(花押) (北条重時)	(馬允藤原 能成か) (中野)	付箋「するかのかう のとの、そへ御くだ しふミ」	2-6	上13	3	
14	北条重時書 状	(元仁2年か) 9月9日 西暦(1225)	駿河守(花押) (北条重時)	(中野馬允 能成か)	付箋(朱筆)「義時第 三字北条重時」	2-5	上12	3	四行目下段「是か下宗きれ不 見申候」

15	北条重時御 教書	嘉禄元年9月16日 西暦(1225)	尾張□□□□	謹上 藤内 左衛門尉	付箋 「にしてうしく みのやましゆこにつ うの御はん、するか のかうのとの」 端に花押(北条重 時)	2-7	上14	3	端書「爰ニ御判有」 奥書「右五通第三号」
16	左衛門少尉 兼致書状	(寛喜元年) 11月28日 西暦(1229)	左衛門少尉兼致□(裏花 押)	進上 刑部 藤内	端裏書「やさ□□ノ 事」 裏花押(左衛門少尉 兼致)	3-3 3-2	上39	12	「左衛門少尉兼致 此うらに 御判有」
17	北条重時御 教書	寛喜元年12月13日 西暦(1229)	(花押) 北条重時 (奉告) 尾張(貞房カ)	原田藤内左 衛門	端裏書「するかのか うの殿ノ御かけち、所 け山の事」	3-1			
18	中野能成自 筆讓状	建長元年12月15日 西暦(1249)	(花押) さ見めうれん (中野能成)	(中野) 忠能 カ)	端裏書「親父のゆつ り状 た、よし」 裏花押	3-4			
19	将軍家政所 下文	建長4年12月26日 西暦(1252)	案主 清原 知家事清原 令左衛門少尉藤原 别当陸奥守平朝臣(花押) (北条重時) 相模守平朝臣(花押) (北条時頼)	藤原忠能 (中野)		3-5	上15	4	奥書「馬でう」
20	将軍家政所 下文	建長4年12月28日 西暦(1252)	案主 清原 知家事清原 令左衛門少尉藤原 别当陸奥守平朝臣(花押) (北条重時) 相模守平朝臣(花押) (北条時頼)	藤原正康 (中野)		3-6	上16	4	

21	將軍家政所 下文	建長6年12月12日 西曆 (1254)	案主 清原 知家事清原 令左衛門尉藤原 別当陸奥守平朝臣 (花押) (北条重時) 相模守平朝臣 (花押) (北条時頼)	藤原氏	3-7	上17	4 奥書「右四通第四号」
22	鎌倉幕府下 知状	文永2年間4月18日 西曆 (1265)	相模守平朝臣 (花押) (北条時宗) 左京權大夫平朝臣 (花押) (北条政村)		4-1	上18	5 奥書「右第五号」
23	將軍家政所 下文	文永2年5月25日 西曆 (1265)	案主菅野 知家事 令左衛門少尉藤原 別当左京權大夫平朝臣 (花 押) (北条政村) 相模守平朝臣 (花押) (北条時宗)	藤原氏	4-3	上19	
24	尼寂阿彌状	文永9年8月18日 西曆 (1272)	さくあみたふ (花押) (寂阿)	(市河盛房 カ)	6-9	上30	10 端に題簽添付「さくあみたふ よりいちかわのもりふさのか たへのゆつり状」[おさな、け さこせん]「や五郎」[このう ら二有]」 「さくあみたふ 在御判」

中世武家文書の収蔵状況と写本作成

25	将軍家政所 下文	文永11年2月20日 西曆 (1274)	案主菅野 知家事 令左衛門少尉藤原朝臣 别当相模守平朝臣 (花押) (北条時宗) 武藏守平朝臣 (花押) (北条義政)	市河左衛門 三郎藤原盛 房 (童名兼王)	文書奥に裏書あり	4-4	上20		
26	中野仲能訴 状案	文永11年 月 日 西曆 (1274)	中野弥五郎藤原仲能代 同藤内助清			4-2			
27	将軍家御教 書 (関東御教 書)	文永11年6月15日 西曆 (1274)	武藏守 (花押) (北条義政) 相模守 (花押) (北条時宗)	市河左衛門 三郎 (盛房)		4-5	上21	6	奥書「右第六号」
28	中野仲能重 訴状案	文永11年 月 日 西曆 (1274)	中野弥五郎藤原仲能			5-3			
29	鎌倉幕府下 知状	弘安元年9月7日 西曆 (1278)	相模守平朝臣 (花押) (北条時宗)		付箋「惣領分」・ 「(合点)惣領事」・ 「於田者」・「(合 点)」・「外祖父母」・ 「(合点)」 付箋(朱筆)「相模守 時宗」	5-1	上22	7	付箋の注記を反映せず 奥書「右一通第七号」
30	鎌倉幕府下 知状	正応3年11月17日 西曆 (1290)	陸奥守平朝臣 (花押) (大仏宣時) 相模守平朝臣 (花押) (北条貞時)		付箋「しやうをう三 ねん十一月十七日」 付箋(朱筆)「陸奥守 大佛宣時、相模守貞 時 時宗之子」 裏花押	5-2	上23	8	事書「小田切実道(字され 候)」 奥「右一通第八号」

31	鎌倉幕府下 知状	正安2年3月3日 西曆(1300)	陸奥守平朝臣(花押) (大仏宣時) 相模守平朝臣(花押) (北条貞時)		付箋「陸奥守平朝臣(花押)、大佛殿」 「相模守平朝臣(花押)、最勝寺殿」	6-1	上24	9	三行目下段「此所本書きれ不見」 四行目下段「右回断」 六行目下段「此所字きれ不見」 十二行目上段「此所字きれ不見」 実物の題簽に関する記載無し
32	鎌倉幕府下 知状	正安2年11月8日 西曆(1300)	陸奥守平朝臣(花押) (大仏宣時) 相模守平朝臣(花押) (北条貞時)		裏花押	6-2	上25	9	
33	鎌倉幕府下 知状	正安4年12月1日 西曆(1302)	相模守平朝臣(花押) (北条師時) 武藏守平朝臣(花押) (北条時村カ)			6-3	上26	9	
34	信濃国庁宣	延慶2年4月日 西曆(1309)	僧良善(花押) 大介(花押)	(中野五郎 家仲カ)		6-4	上28	9	奥書「右五通第九号」
35	志久見郷田 在家日録注 進状	延慶2年4月日 西曆(1309)	図師(花押) 書生 御目代(花押)	(信濃国庁 カ)	付箋「しくみのくて ん念ちやうのしやう もん」 端裏書「六郎かふん」 付箋「[市川] もりふ さより [しそく] す けふさへのゆつり状」 付箋「三十一」 裏花押	6-5	上27	9	
36	市河盛房自 書議状	元亨元年10月24日 西曆(1321)	盛房(花押) (市河)	(市河六郎 助房カ)	裏花押 裏書「任此状可令願 掌之由依仰下知如 作、元亨二年十月十 一日 相模守(花 押)、修理權大夫(花 押)」	6-8	上29	10	二十一行目上部「字きれ見へ 不申候」 奥書「是ハ右之ふみのうら二 有」 「任此状可令願掌之由依 仰下知如作、元亨二年十月十 一日 相模守在御判、修理權 大夫在御判」

37	市河盛房自筆議状	元亨元年10月24日 西暦(1321)	盛房□(花押) (市河)	(大井田の女子伊賀次郎太郎の母カ)	端裏書「大井たの女子のふん」 奥書「母いちこわしんたいたるへし」 「為後日自筆加所也」 裏書「任此状可令頒掌之由依仰下」 如件、元亨二年十月十一日相模守「 」、修理権大「 」 奥書「為後日自筆加所也」 裏花押	6-6	上31	10	一行目下段「本書きれ此所不見候」、二行目下段「同」、三行目下段「同」、六行目下段「本書きれ此所不見」、七～十五行目下段「右同」、十七行目下段「御判きれ不見」 奥書「任此状可令頒掌之由依仰下知如件、元亨二年十月十一日相模守「御判きれ不見」、修理権大夫「右同断」]
38	市河盛房自筆置文	元亨元年10月24日 西暦(1321)	盛房(花押) (市河)		奥書「為後日自筆加所也」 裏花押	6-6	上31	10	
39	信濃国雜掌則能申状	元亨4年9月日 西暦(1324)	(裏花押) (信濃国雜掌則能カ)		端裏書「信濃国雜掌申状 元亨四七廿九」 裏花押	6-10	上33	10	五行目傍注「此所ノうら二御判有」 奥書「右五通第十号」
40	鎌倉幕府引付頭人奉書	嘉暦2年10月8日 西暦(1327)	駿河守(花押)(大仏貞直)	中野次郎殿後家(幸重カ)		7-1	上34	11	
41	尼せんかう自筆議状	嘉暦4年6月23日 西暦(1329)	あませんかう	(市河六郎助房カ)	奥書「のちのためにあましひつをとるところ也」(合点)	7-2	上35	11	奥書「右式通第十一号」
42	鎌倉幕府下知状	正慶元年12月23日 西暦(1332)	右馬權頭平朝臣(花押) (北条茂時) 相模守平朝臣(花押) (北条守時)	(中野孫太郎秀幸カ)	付箋「抑留物事 正慶元十二月」	8-1	上45	13	「正慶元十二月」

43	鎌倉幕府下 知状	正慶元年12月27日 西曆 (1332)	右馬権頭平朝臣 (花押) (北条茂時) 相模守平朝臣 (花押) (赤橋守時)	(中野)孫太 郎秀幸カ)	美花押 奥書「承了 (花押・ 足利高氏)」	8-2	上46	13	奥「右二通第十四三号 此巻 之内ニ但書ノ二通アリ、但曆 応三四年ノ御書二通写ノ下ノ 冊ニアリ、」
44	中野家平着 到状	元弘3年5月8日 西曆 (1333)	家平 (裏花押) (中野)	御奉行所 (記押：足 利尊氏)	美花押 奥書「承了 (花押・ 足利高氏)」	7-3	上40	12	「家平 此所之うらニ御判有」 奥書「承了 在御判」
45	中野家平着 到状	元弘3年5月14日 西曆 (1333)	藤原家平 (裏花押) (中野)	進上 御奉 行所 (記押：足 利尊氏)	裏花押 奥書「承了 (花押・ 足利高氏)」 付箋 (朱筆)「足利尊 氏」	7-4	上41	12	「藤原家平 此所ノうらニ御 判有」 奥書「承了 在御判」
46	市河経助着 到状	元弘3年6月7日 西曆 (1333)	市河左衛門十郎経助	(記押：新 田義貞)	奥書「承了 (花押・ 新田義貞)」 付箋 (朱筆)「新田義 貞」	7-5	上42	12	奥書「承了 在御判」
47	市河助泰着 到状	元弘3年6月7日 西曆 (1333)	市河左衛門六郎助房代甥三 郎助泰	(記押：新 田義貞)	奥書「承了 (花押・ 新田義貞)」	7-6	上44	12	奥書「右九八通第十二号」
48	市河助房回 経助着到状	元弘3年6月29日 西曆 (1333)	神経助 神助房 (裏花押) (市河)	進上 御奉 行所	裏花押 奥書「承了 (花押・ 足利高氏)」	7-7	上43	12	奥書「承了 在御判」
49	官宣旨案	元弘3年7月25日 西曆 (1333)	(裏花押) 大史小槻信称 少弁藤原朝臣 (宣房)	(信濃国守)	付箋「あんとの事、 京より」 裏花押	7-8	上37	12	奥書「安塔之事京カ、紙之う らニ御判有」
50	信濃国宣	元弘3年8月6日 西曆 (1333)	左兵衛佐致治 (花押)	市河左衛門 六郎 (助房)		7-9	上36		「左兵衛尉致治 在判」

51	市河助房申状	元弘3年10月西曆(1333)	市河左衛門六郎助房	(信濃国庁カ)	裏書「任 宣旨当知行不可有依違之由国宣如件、元弘三年十一月五日 書博士清原真人(花押)」	7-10	上38	12	二行目下段「字され候」奥「是ハ右之ホミノウラ書也」 「任 宣旨当知行不可有依違之由国宣如件、元弘三年十一月五日 書博士清原真人 在御判」 安堵之事京々、紙之うら二御判有」
52	雜訴決断所 牒	建武元年6月16日西曆(1334)	左大夫小槻信称(花押) 右少弁藤原朝臣(花押)	信濃国守護所		8-3	上49	14	「左大夫史小槻信称 在御判」 「右少弁藤原朝臣 在御判」 奥書「右三通十四号」
53	市河助房等着到状	建武元年6月25日西曆(1334)	市河刑部大夫助房 同 大炊助倫房 同左衛門十郎経助	(証判：花押不明)	端書「承了(花押)」	8-4	上47	14	端書「承了 在御判」
54	市河助房等着到状	建武元年8月西曆(1334)	市河刑部大夫助房 市河大炊助朝房	(証判：花押不明)	端「(欠損)(花押)」	8-5	上48	14	端書「爰二御判有」
55	平長胤繪旨副状	建武2年2月5日西曆(1335)	平長胤(花押)	市河刑部大夫(助房)		8-6	上56		「平長胤 在御判」
56	市河助房等着到状	建武2年3月西曆(1335)	(市河助房) (市河倫房) (市河経助)	(証判：小笠原貞宗)	奥書「承了(花押・小笠原貞宗)」	8-7	上54		奥書「承了 在御判」
57	市河助房同経助着到状	建武2年3月西曆(1335)	市河刑部大夫助房 同左衛門十郎経助	(証判：小笠原貞宗)	奥書「承了(花押・小笠原貞宗)」	8-8	上57		奥書「承了 在御判」
58	市河助房等着到状	建武2年5月16日西曆(1335)	市河刑部大夫助房 同左衛門九郎倫房 同左衛門十郎経助	(証判：小笠原貞宗)	奥書「承了(花押・小笠原貞宗)」	8-9	上52		奥書「承了 在御判」

59	市河経助等 着到状	建武2年5月16日 西曆(1335)	市河刑部大夫助房代舍弟左 衛門十郎経助 同左衛門九郎倫房代子息弥 三郎親房	(詔判：吉 良時衡)	奥「承了(花押・吉 良時衡)」	8-10	上51		奥書「承了」在御判]
60	市河助房同 経助着到状	建武2年6月 西曆(1335)	市河刑部大夫助房 同左衛門十郎経助	(国司侍所 大友大炊五 郎方)	端書「承了」、「平顕 直(花押)」 付箋「国司侍所 大友大炊五郎」	8-11	上53		「平顕直」在御判]
61	市河助房等 着到状	建武2年7月 西曆(1335)	市河刑部大夫助房 同左衛門九郎倫房 同子息五郎長房	(詔判：小 笠原貞宗)	奥書「承了(花押・ 小笠原貞宗)」	9-1	上55		奥書「承了」在御判]
62	市河親宗軍 忠状	建武2年8月 西曆(1335)	市河孫十郎親宗	(詔判：小 笠原貞宗)	奥書「承了(花押・ 小笠原貞宗)」	9-2	上61		奥書「承了」在御判]
63	雜訴決断所 陳	建武2年8月14日 西曆(1335)	修理進藤原 中務丞三善 散位菅原朝臣(花押) 散位藤原朝臣(花押) 左近将監大江朝臣 左衛門權少将中原朝臣(花 押) 大外記兼博士備中守清原真 人 左少弁藤原朝臣 右大臣藤原[朝臣] (洞院公賢) 大納言源朝臣 (堀河具親) 文章博士平朝臣 (姉小路推練) 参議左大弁藤原朝臣(花 押) (九条実治)	信濃国守護 所	9-3 上60			「散位菅原朝臣」在御判]「散 位藤原朝臣」在御判]「左衛 門權少将中原朝臣」在御判] 「参議右大弁藤原朝臣」在御 判]	

64	市河倫房同 助保著到状	建武2年10月 西曆(1335)	市河左衛門九郎倫房 同子息三郎助保	(証判：吉 良時衡)	奥書「承了(花押・ 吉良時衡)」	9-5	上59		奥書「承了 在御判」
65	市河経助軍 忠状	建武2年9月22日 西曆(1335)	市河左衛門十郎経助	(証判：村 上信貞) (河内守)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」 付箋「河内守」	9-4	上50		奥書「河内守 在御判」
66	市河親宗着 到状	建武2年11月28日 西曆(1335)	市河孫十郎近(親)宗	(証判：小 笠原貞宗)	奥書「承了(花押・ 小笠原貞宗)」	9-6	上58		奥書「承了 在判」
67	市河経助軍 忠状	建武3年正月17日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判：村 上信貞) (河内守)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」 付箋「河内守」	9-8	上70		四行目下段「字不見候」 奥書「承了 在御判」
68	市河助房代 難波助元軍 忠状	建武3年正月17日 西曆(1336)	市河刑部大輔助房代難波太 郎左衛門尉助元	(証判：村 上信貞)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	9-7	上76		奥書「承了 在御判」
69	市河経助同 助泰軍忠状	建武3年正月18日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助 同三郎助泰	(証判：小 笠原貞宗) (信濃守)	奥書「承了(花押・ 小笠原貞宗)」 付箋「信濃守」	9-9	上72		奥書「承了 在御判」
70	市河経助軍 忠状	建武3年6月29日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判：村 上信貞) (河内守)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」 付箋「河内守」	9-14	上68		奥書「承了 在御判」
71	市河経助軍 忠状	建武3年2月23日 西曆(1336)	市河十郎経助	(証判：村 上信貞) (河内守)	端裏「○(記号)」 奥書「承了(花押・ 村上信貞)」 付箋「河内守」	9-11	上69		奥書「承了 在御判」
72	市河経助軍 忠状	建武3年2月23日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判：吉 良時衡)	端裏書「市河左衛門 十郎 あかさ八」 奥書「承了(花押・ 吉良時衡)」	9-12	上71		奥書「承了 在御判」

73	市河経助軍 忠状	建武3年2月23日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判)：吉 良時衡)	端裏書「市河左衛門 十郎 あかさへ」 奥書「承了(花押・ 吉良時衡)」	9-13	上75		奥書「承了 在御判)」
74	市河経助代 着到状	建武3年2月21日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助代難波 又次郎経基	(証判)：小 笠原貞宗)	端裏書「右代」 奥書「承了(花押・ 小笠原貞宗)」	9-10	上74		奥書「承了 在御判)」
75	市河経助同 助泰軍忠状	建武3年6月29日 西曆(1336)	市河十郎経助 同三郎助泰	(証判)：小 笠原経義)	端裏書「市河十郎経 助同三郎助泰等状」 奥書「承了(花押・ 小笠原経義)」	10-1	上73		奥書「承了 在御判)」
76	市河親宗着 到状	建武3年11月 日 西曆(1336)	市河孫十郎親宗	(証判)：小 笠原経義)	端裏書「市河孫十郎 親宗状」 奥書「承了(花押・ 小笠原経義)」	10-3	上66		奥書「承了 在御判)」
77	市河親宗軍 忠状	建武3年11月 日 西曆(1336)	市河孫十郎親宗	(証判)：小 笠原経義)	奥書「承了(花押・ 小笠原経義)」	10-6	上65		奥書「承了 在御判)」市川孫 十郎親宗状
78	市河親宗着 到状	建武3年11月 日 西曆(1336)	市河孫十郎親宗	(証判)：村 上信貞)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	10-4	上64		奥書「承了 在御判)」
79	市河親宗軍 忠状	建武3年11月3日 西曆(1336)	市河孫十郎親宗	(証判)：村 上信貞)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	10-5	上67		奥書「承了 在御判)」
80	市河経助軍 忠状	建武3年11月 日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判)：村 上信貞) (河内守)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」 付箋「河内守」	10-2	上77		奥書「承了 在御判)」
81	市河経助着 到状	建武3年12月 日 西曆(1336)	市河左衛門十郎経助	(証判)：大 高重成)	奥書「承了(花押・ 大高重成)」	10-7	上62		奥書「承了 在御判)」
82	市河親宗着 到状	建武3年12月 日 西曆(1336)	市河孫十郎親宗	(証判)：大 高重成)	奥書「承了(花押・ 大高重成)」	10-8	上63		奥書「承了 在御判)」

中世武家文書の収蔵状況と写本作成

83	足利直義 状	建武3年12月29日 西暦(1336)	(花押) (足利直義)	市河左衛門 十郎 (経助)	付箋「尊氏將軍御判 有」	10-9			奥書「承了 在御判」
84	市河親宗軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河孫十郎親宗	(証判：村 上信貞)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	11-1	上82		奥書「承了 在御判」
85	市河親宗軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河孫十郎親宗	(証判：高 師泰)	奥書「承了(花押・ 高師泰)」 付箋「さふらいとこ ろ かう ちこと の」	11-2			
86	市河経助軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河左衛門十郎経助	(証判：高 師泰)	奥書「承了(花押・ 高師泰)」	10-10	上78		奥書「承了 在御判」
87	市河経助軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河左衛門十郎経助	(証判：村 上信貞)	奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	10-11	上79		奥書「承了 在御判」
88	市河助房代 小見経胤軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河刑部大夫助房代小見彦 六経胤	(証判：高 師泰) (越後守)	奥書「承了(花押・ 高師泰)」 付箋「越後守」	11-3	上80		奥書「承了 在御判」 現状の料紙上段における欠損 部の文字を判読
89	市河助房代 小見経胤軍 忠状	建武4年3月 西暦(1337)	市河刑部大夫助房代小見彦 六経胤	(証判：村 上信貞)	端裏書「市河刑部大 夫」 奥書「承了(花押・ 村上信貞)」	11-4	上83		奥書「承了 在御判」
90	市河助房代 島田助朝軍 忠状	建武4年4月 西暦(1337)	市河刑部大夫助房代島田清 三郎助朝	(証判：高 梨経頼)	奥書「承了(花押・ 高梨経頼)」	11-5	上84		奥書「承了 在御判」
91	中野家氏軍 忠状	建武4年9月 西暦(1337)	中野孫五郎入道定信代子息 八郎家氏	(証判：高 師貞)	奥書「承了(花押・ 高師貞)」 付箋「かう八郎殿ハ ん けんむ四ねん」	11-6	上81		奥書「承了 在御判」
92	市河倫房軍 忠状	暦応3年8月 西暦(1340)	市河大炊助倫房	(証判：吉 良時衡)	奥書「承了(花押・ 吉良時衡)」	11-7	下85	13	奥書「承了 在御判」

93	市河倫房軍 忠状	暦応4年6月 西曆(1341)	市河大炊助倫房	(証判：吉 良時衛)	奥書「承了(花押・ 吉良時衛)」	11-8	下86	13	奥書「承了 在御判」 奥書「右二通十三号ニアリ」
94	市河倫房代 同親房軍忠 状	康永2年12月 西曆(1343)	市河大炊助倫房代子息弥三 郎親房	(証判：不 明)	奥書「承了(花押)」	11-11	下89		奥書「承了 在御判」
95	市河助房自 筆議状	康永2年3月22日 西曆(1343)	昌源(花押) (市河助房)	(松玉丸か) (市河頼房)		11-9	下87		五行目中「字見不申候」 六行目中「字見不申候」 「昌源 在御判」
96	市河助房自 筆議状	康永2年5月26日 西曆(1343)	昌源(花押) (市河助房)	(松若丸か)	付箋「おけふさ」 付箋「しやうけんのかたより しそく こうせんへゆつり」	11-10	下88		三行目上段「字きれ見へ不申 候」 七行目中「字きれ見へ不申」 九行目上段「字きれ不見」 「昌源 在御判」
97	足利尊氏御 教書	貞和3年4月21日 西曆(1347)	左衛門佐(花押)	市河十郎 (経助)	付箋「せわりのさへ もんのかうの殿 さ た状」	11-12	下92		「左衛門佐 在御判」
98	市河経助軍 忠状	観応2年3月 西曆(1351)	市河左衛門尉経助	(証判：親 方直頼か)	奥書「承了(花押・ 親方直頼か)」 付箋「親方殿判」	12-1	下94		奥書「承了 在御判」
99	市河頼房代 泰房軍忠状	観応2年3月 西曆(1351)	市河松玉丸代甥泰三郎泰房 (頼房)	(証判：親 方直頼か)	奥書「承了(花押・ 親方直頼か)」 付箋「親方殿判」	12-2	下93		奥書「承了 在御判 此判ハ 尊氏舍弟錦小路殿直義ノ御判 也」 「字方どのハハト申候」
100	足利直義御 教書	観応2年6月2日 西曆(1351)	右馬頭(花押) (石塔頼房)	市河十郎左 衛門尉 (経助)		12-3	下95		「右馬頭 在御判」
101	市河経高軍 忠状	正平11年10月 西曆(1356)	市河備前守経高	(証判：上 杉憲将)	奥書「承了(花押・ 上杉憲将)」	12-4	下90		「吉野二而ノ年号」 奥書「承了 在御判」
102	市河経高軍 忠状	正平11年12月 西曆(1356)	市河備前権守経高	(証判：上 杉憲将)	奥書「一見了(花 押)」	12-5	下91		「右回断」 奥書「一見了 在御判」

103	小笠原長基 宛行状	延文5年6月27日 西暦(1360)	兵庫助(花押) (小笠原長基)	市河十郎左 衛門尉 (経助)	付箋「かわかみけい このちうによりて、 しくみのかうのけつ しよあんとの御はん ひやうこのすけどの より」	12-6	下96	「兵庫助 在御判」
104	足利氏満御 教書	応安元年閏6月23 日 西暦(1368)	沙弥(花押)	市河甲斐守 (頼房)	付箋「かまくら殿御 かんの御きよう所 かへ越合戦」	12-7	下98	「沙弥 在御判」
105	市河頼房難 波基房軍忠 状	応安元年9月 日 西暦(1368)	難波四郎左衛門尉基房	(記判)：上 杉朝房)	端裏書「市河甲斐 守」 奥書「承了(花押・ 上杉朝房)」	12-8	下97	奥書「承了 在御判」
106	小笠原長基 宛行状	応安3年4月3日 西暦(1370)	沙弥(花押) (小笠原長基)	市河甲斐守 (頼房)	付箋「五ヶの村の御 はん みなミでう」 付箋「ほぞ河のし、 くさとの、御はん、 いちち河のしん三郎や すふさ給了」	12-9	下99	「沙弥 在御判」
107	信濃守護使 重義在進状	応安6年6月 日 西暦(1373)	畠師(花押) 書生(花押) 守護使重義(花押)	(信濃守護 所カ)		12-10	下100	「畠師 在御判、書生 在御判、守護使重義 在御判」
108	上杉朝房安 堵状	永和元年10月16日 西暦(1375)	沙弥(花押) (上杉朝房)	市河甲斐守 (頼房)		12-11	下101	「沙弥 在御判」
109	上杉朝房安 堵状	永和元年10月26日 西暦(1376)	沙弥(花押) (上杉朝房)	市河甲斐守 (頼房)	付箋「うゑすきのさ うたい御判 あんと 状」	12-12	下102	「沙弥 在御判」
110	斯波義種安 堵状	至徳2年2月12日 西暦(1385)	修理大夫(花押) (斯波義種)	市河甲斐守 (頼房)		13-1	下105	「修理大夫 在御判」

111	斯波義種判物	至徳2年7月18日 西暦(1385)	修理大夫(花押) (斯波義種)	市河(庶一族中子)	付箋「しへのしゆりの大ふ殿ノ御はん」	13-2	下	106	「修理大夫 在御判」
112	二宮氏泰書状	(至徳3年)7月1日 西暦(1386)	氏泰(花押) (二宮)	市河(頼房)	付箋「二のミヤシなのとの、はん」 付箋「至徳三年」	13-3			
113	斯波義種感状	(至徳3年)8月12日 西暦(1386)	義種(花押) (斯波)	市河甲斐守(頼房)	付箋「至徳三年」	13-4	下	107	「義種 在御判」
114	斯波義種感状	(至徳4年)6月25日 西暦(1387)	義種(花押) (斯波)	市河甲斐守(頼房)	付箋「至徳四年」	13-7	下	110	「義種 在御判」
115	足利義満御教書	至徳4年6月9日 西暦(1387)	左衛門佐(花押) (斯波義將)	市河甲斐守(頼房)		13-5	下	108	「左衛門佐 在御判」
116	二宮種氏宛行状	至徳4年6月12日 西暦(1387)	種氏(花押) (二宮)	一(市)河甲斐守(頼房)	付箋「このミヤのよ一殿はん」	13-6	下	109	端の注記「このミヤのよ一殿はん」なし 「種氏 在御判」
117	市河頼房軍忠状	至徳4年9月日 西暦(1387)	市川(河)甲斐守頼房	(記判)：二宮氏泰)	奥書「承了(花押・二宮氏泰)」	13-8	下	112	奥書「承了 在御判」
118	斯波義將感状	(至徳4年)9月15日 西暦(1387)	義將(花押) (斯波)	市河甲斐守(頼房)	付箋「しやうてうおんの御はん」 付箋「至徳四年」、 「公方義持殿」	13-9	下	111	端の注記「しやうてうおんの御はん」および奥の注記「公方義持殿」なし 「義將 在御判」
119	二宮氏泰泰書	嘉慶元年12月17日 西暦(1387)	式部丞(花押) (二宮氏泰)	市河甲斐守(頼房)	付箋「二のミヤとの、」	13-10	下	113	端の注記「二のミヤとの、」なし 「式部丞 在御判」
120	二宮氏泰宛行状	嘉慶2年8月19日 西暦(1388)	式部丞(花押) (二宮氏泰)	市川甲斐守(頼房)	付箋「二のミヤとの、」	13-11	下	114	「式部丞 在御判」

121	二宮是随奉書	応永4年7月2日 西暦(1397)	是随(花押) (二宮)	(市河刑部入道興仙(頼房))	付箋「たかのすのハ、二宮の越中殿御はん」	14-1	下	115	「是随 在御判」
122	某宛行状	元中14年7月5日 西暦(1397)	(花押)	中野中務少輔		13-12	下	104	端「在御判爰二有」 「吉野二而ノ年号」
123	小笠原長秀奉書	(応永6年) 11月3日 西暦(1399)	信濃守(花押) (小笠原長秀)	市河刑部大輔入道(興仙)		14-11	下	116	奥書「承了 在御判」
124	中野頼兼軍忠状	応永6年12月27日 西暦(1400)	中野兵庫助頼兼	(詔判：小笠原長秀)	奥書「承了(花押・小笠原長秀)」	14-2	下	117	奥書「承了 在御判」
125	市河興仙軍忠状	応永7年4月21日 西暦(1400)	市河刑部入道興仙(頼房)	(詔判：小笠原長秀)	奥書「承了(花押・小笠原長秀)」	14-3	下	117	奥書「承了 在御判」
126	小笠原長秀宛行状	応永7年5月27日 西暦(1400)	信濃守(花押) (小笠原長秀)	(市河次郎義房カ)	付箋「おかさわらの、」	14-4	下	122	端の注記「おかさわらの、」なし 「信濃守 在御判」
127	小笠原古米入道打渡状	応永7年6月3日 西暦(1400)	沙弥(花押) (小笠原古米入道)	市河二郎(義房)	付箋「こめとの、」	14-9	下	123	「沙弥 在御判」
128	小笠原長秀安塔状	応永7年6月2日 西暦(1400)	信濃守(花押) (小笠原長秀)	市河刑部大輔入道(興仙)		14-5	下	118	「信濃守 在御判」 奥書「小笠原長秀 判」
129	小笠原長秀施行状	応永7年6月3日 西暦(1400)	信濃守(花押) (小笠原長秀)	小笠原赤沢	付箋「小笠原長秀判」	14-6	下	121	端の注記「小笠原長秀判」なし 「信濃守 在御判」
130	赤沢秀国打越状	応永7年6月14日 西暦(1400)	対馬守(花押) (赤沢秀国)	市河刑部大輔入道(興仙)	付箋「あかさわ殿わたくし状」	14-10	下	124 125	「対馬守 在御判」 125は、124と文中の「市河・市川」相違以外は同文 125は奥の注記「あかさわとのわたくし状」なし

131	某書状	(応永年々) 月 日 西暦 ()				2-2	下 103	15-12と一括して103に記載
132	小笠原長秀 施行状	応永7年6月3日 西暦 (1400)	信濃守 (花押) (小笠原長秀)	小笠原備置 石見入道 (清忠)	付箋「おかさわらと の、」	14-7	下 119	「信濃守 在御判」
133	小笠原古米 入道打渡状	応永7年6月3日 西暦 (1400)	沙弥 (花押) (小笠原古米入道)	市河刑部大 輔入道 (興仙)	付箋「こめとの、」 付箋「小笠原古米 入道ノ判」 「こめ」入道ノ判」	14-8	下 120	奥の注記「小笠原古米 [こめ] 入道ノ判」なし 「沙弥 在御判」
134	足利義満感 状 ※本間美術 館に未収蔵	応永7年10月5日 西暦 (1400)	(花押) (足利義満)	市河刑部大 輔入道 (興仙)				
135	市河興仙軍 忠状	応永7年11月15日 西暦 (1400)	市河刑部入道興仙 (頼房)	(証判)・小 笠原長秀)	奥書「承了 (花押・ 小笠原長秀)」	14-12	下 126	書奥「承了 在御判」
136	小笠原長秀 安堵状 ※本間美術 館に未収蔵	応永7年10月29日 西暦 (1400)	信濃守 (花押) (小笠原長秀)	市河刑部大 輔入道 (興仙)				
137	斯波義将下 知状	応永8年6月25日 西暦 (1401)	(花押) (斯波義将)	島田達江入 道 (常栄)		15-1	下 128	「在御判」
138	斯波義将安 堵状	応永8年6月25日 西暦 (1401)	(花押) (斯波義将)	市河刑部大 輔入道 (興仙)	付箋「かでのこうち との判」	15-2	下 127	「在御判」 奥の注記「かでのこうちとの 判」なし
139	足利義持御 教書	応永9年5月14日 西暦 (1402)	沙弥 (花押) (畠山基国)	市河刑部大 輔入道 (興仙)		15-3	下 129	二行目下段「依田左衛門大夫 季 此所字され不見、敏尾左 近將監為 右同不見」 「沙弥 在御判」

140	細川慈忠逢 行状	応永9年9月17日 西暦(1402)	(花押) (細川慈忠)	伊勢左京亮 入道 (道券)	付箋「細川殿ノ判」	15-4	下 130	「在御判」 奥の注記「細川殿ノ判」なし
141	伊勢道券打 逢状	応永9年9月18日 西暦(1402)	道券(花押) (伊勢)	市河刑部大 輔入道殿代 (興仙)		15-5	下 131	「道券 在御判」
142	足利義満安 塚状	応永10年7月2日 西暦(1403)	(花押) (足利義満)	市河刑部大 輔入道興仙		15-6	下 132	端「爰ニ御判有」
143	細川慈忠書 状 ※本間美術 館に未収蔵	(年不詳) 7月26日 西暦()	沙弥慈忠(花押) (細川)					
144	細川慈忠逢 行状	応永11年11月20日 西暦(1404)	沙弥(花押) (細川慈忠)	市河刑部大 輔入道 (興仙)		15-7	下 133	「沙弥 在御判」
145	市河氏貞軍 忠状	応永11年12月 日 西暦(1404)	市河美濃入道性幸之代子息 三郎氏貞	(証判：細 川慈忠)	奥書「承了(花押・ 細川慈忠)」	15-8	下 134	奥書「承了 在御判」
146	真晃契状	応永14年6月23日 西暦(1407)	真晃(花押)			15-9	下 135	「真晃 在御判」
147	足利義時御 教書	応永22年7月19日 西暦(1415)	沙弥(花押) (細川禰元)	市川(河)越 中守		15-10	下 136	「沙弥 在御判」
148	足利義量御 教書	応永30年7月10日 西暦(1423)	沙弥(花押) (畠山禰季)	市河新次郎 (義房)	懸紙(15-12) 付箋 「くわんとうはやう ちの時のミキよ所 いちかわのしん次郎 よりふさの時」	15-11 137 15-12 103	下 137 下 103	15-11「沙弥 在御判」 15-12端「此名書ハ上包ニ有」 15-12は2-2の包紙として 103に一括して記載
149	武田信玄定 書	(永禄12年) 己巳 10月12日 西暦(1569)	(朱印：武田信玄) 奉者：土屋 (昌統)	市川新六郎 (信房)		16-1		

※ 史料名および番号は、「新編信濃史料叢書」第三巻（信濃史料刊行会、1971年）の表記と掲載順による。
 ※①「巻-順番」欄の表記は、「本市」の現状における卷子本の巻数とその中の順番を表わす。
 ※②「〔古状共写〕順番」欄の表記は、「古状共写」の上下巻の区別と全体を通した写本の順番を表わす。
 ※③「〔古状共写〕号数」欄の表記は、「古状共写」に記載された文書の収蔵単位に付された号数を表わす。

付表 2 山梨県立博物館所蔵「市河家文書」に含まれる中世文書の写

No	年代	西暦	史料名 (内容)	差出人→宛所	点数	形態	原本の所蔵
1	寛喜元 1213	1229	北条重時御教書 写 (木島兵衛尉が志久見郷内にて鷹子盗取の由、中野馬允訴えに付)	尾張 [] → 原田藤内左衛門殿	1	縦紙	【本市】
2	(延文5) 910 (年不詳) 4.1 (貞応3?) 8.10	1360 鎌倉・ 南北朝 鎌倉・ 南北朝	義信書状 写 (1両日中に出頭要請に付) 武藏守書状 写 (同心欣喜に付) 武藏守書状 写 (「彼大儀」に対する返答要請に付) ※いずれも「新編信濃史料叢書」未収録	義信在御判→市河十郎左衛門尉殿 武藏守在御判→大瀧殿 武藏守在御判→市河形大輔入道殿	1	縦紙	— 【山市】
3	正平20.2.5	1365	征東將軍宮令旨 写 (越後国頸城郡富川保宛行に付) ※「新編信濃史料叢書」未収録	侍従在御判→中野左馬助館	1	縦切紙	【山市】
4	至徳2.7.18	1385	斯波義種判物 写 (市河一族の軍忠・御公事を先例に任せ惣領・庶子ともに守護代より注進に付)	修理大夫在御判→市河庶子・一族中	1	縦切紙	【本市】
5	(至徳4) 6.9	1387	斯波義種書状 写 (去月28日平芝合戦における忠節を二宮与一注進に付) ※「新編信濃史料叢書」未収録	(花押影) 義種在御判→市河甲斐守殿	1	縦紙	【山市】
6	応永7.10.5	1400	足利義満感状 写 (去月24日合戦の忠節和妙に付)	御承之御判→市河形部大輔入道殿	1	縦紙	—

7	応永 7.10.29	1400	小笠原長秀安堵状 写 (信濃国高井郡中条南方西条村を安堵に付)	信濃守在御判→市河形部大輔 入道殿	1	縦切紙	【山市】
8	応永 7.10.29	1400	小笠原長秀安堵状 写 (信濃国高井郡宿見山、水内郡常呂・中条等を安堵に付)	信濃守在御判→市河形部大輔 入道殿	1	縦切紙	—
9	応永 7.12.12	1400	小笠原長秀安堵状 写 (信濃国水内郡常呂・中条等を安堵に付)	信濃守在御判→市河形部大輔 入道殿	1	縦切紙	【山市】
10	応永 10.8.18	1403	足利義満御判御教書 写 (去月24日合戦における忠節神妙に付) ※【新編信濃史料叢書】未収録	委二御判有→市河刑部大輔 入道殿	1	縦紙	【山市】
11	(応永) 7.26	室町	細川慈忠書状 写 (寄合して雑談希望に付)	沙弥慈忠在御判→	1	縦紙	—
12	(応永6) 11.3	1399	小笠原長秀奉書 写 (島津太郎退治に参陣の由京都に注進に付)	信濃守在御判→市河刑部大輔 入道殿	1	縦紙	【本市】
13	(弘治2) 7.19	1556	武田晴信 (信女) 宛行状 写 (安田遺跡宛行に付)	晴信在御判→市川孫三郎殿	1	縦紙	—
14	(至徳3) 7.1 (弘治2) 10.22	1386 1556	二宮氏奉書状 写 (小菅別当職改易に付) 武田晴信 (信女) 書状 写 (高梨孫次郎異見により出馬に付)	氏泰在御判→市河殿 晴信在御判→市川藤若殿	1	縦紙	【本市】 —
15	(弘治3) 6.15	1557	武田晴信 (信女) 書状 写 (長尾景虎飯山移陣、高梨政頼による長尾・市河和融叛の風聞に対し、上州衆加勢の旨を申届、忠節権臣に付)	晴信在御判→市川藤若殿	1	縦紙	—
16	(弘治3) 6.23	1557	武田晴信 (信女) 書状 写 (長尾景虎の野沢之場進陣に對する武田軍の備申届に付、山本菅助を使者として派遣)	晴信在御判→市河藤若殿	1	縦紙	【山市】

17	永禄6.12.2	1563	武田信玄書状 写 (高梨に磐構築の恩賞として所領宛行約束に付)	信玄→油科内匠殿	1	折紙	—
18	永禄 10.6.16	1567	武田信玄安塔状 写 (信越両国の内祖父以来の所領及び越後妻有庄の内旧領等を安塔に付)	晴信在御判→市川新六郎殿	1	縦紙	—
19	永禄 11.11.17	1568	武田信玄朱印状 写 (信州細取より下を先約に任せ宛行に付)	春日弾正忠春之、龍之御朱印 →市川新六郎殿	1	縦紙	【山市】
20	(永禄12) 己巳. 10.12	1569	武田信玄定書 写 (市河信房の軍役定書)	土屋春之、信玄龍之御朱印有 →市川新六郎殿	2	縦紙	【本市】
21	天正 10.6.16	1582	上杉景勝宛行状 写 (細取より奥郡年来所務の跡他宛行に付)	景勝様御朱印えんさう是程→ 市川治部少輔殿	1	縦紙	【山市】
22	(天正10) 6.20	1582	上杉景勝書状 写 (飯山の地明渡し及び春日弾正忠の従風に付)	景勝様御判有→市川治部少輔 殿・河野因幡守殿・大瀬土佐 守殿・須田右衛門大夫殿	1	縦紙	【山市】

※ 史料名は、「新編信濃史料叢書」第三巻(信濃史料刊行会、1971年)に収録されている史料は同書を踏まえて表記した。
 ※ 「古状共写」に収録された文書の写は除外されている。